令和６年（フ）第３０９号
奈良県天理市田町147番地16、破産手続開始決定時の住所奈良県北葛城郡広陵町馬見南６丁目１番20―404号　馬見第一
破産者　北島　宏祐
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
奈良県宇陀市榛原赤埴1562番地、前住所京都府木津川市城山台５丁目26番地１
破産者　ティールームサリーズこと　高西美和子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第３３８号
愛媛県松山市北条辻360番地４
破産者　中島　　宏
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６７号
愛媛県松山市吉藤３丁目２番11号　真木マンション403号
破産者　岡本　悦志
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０２号
福岡県久留米市荒木町白口639番地14
破産者　高野　善行
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１３８０号
札幌市東区北19条東15丁目５番18―302号
破産者　河田　宇令
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０号
岩手県久慈市門前第１地割151番地１　生活訓練施設銀杏荘、住民票上の住所岩手県久慈市田屋町第１地割28番地１
破産者　上神田　敬
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第２９３号
川崎市高津区末長１丁目38番34―505号　ベルコリーヌメイ
破産者　佐藤　正之
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６１号
神奈川県小田原市小八幡３丁目14番11号　ファスプラージュＢ102
破産者　鶴崎　大亮
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３４９号
新潟市秋葉区中新田314番地１
破産者　昆　　英伸
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４９号
長野市大字高田827番地３　ベル・エトワール204号、旧住所長野市大字稲葉1865番地９
破産者　関口　　愛（旧姓横川）
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３９号
長野県塩尻市大字片丘8130番地
破産者　濵　ゆかり
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６１号
長野県木曽郡大桑村大字野尻1786番地１
破産者　井上　美香
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１８８２号
愛知県あま市七宝町川部山王94番地１
破産者　堀江　千秋
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６８１号
三重県四日市市八千代台３丁目１番地82、開始決定時の住所名古屋市中区金山５丁目18番46号　第１若葉荘５号
破産者　山中　紀幸
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１９号
名古屋市昭和区駒方町２丁目50番地の３　浅井ハイツ205号、従前の住所名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡６号棟204号
破産者　櫻井　健一
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３９６号
名古屋市南区菊住１丁目７番11号　アリーナシティ205号
破産者　稲尾　紘介
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２６号
名古屋市中村区藤江町１丁目59番地　エストソレイユ103号
破産者　伊藤　賢訓
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３１号
名古屋市中川区下之一色町字宮分65番地の８
破産者　川村　信也
１　決定年月日　令和８年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部